

帳票詳細要件 国民健康保険システム

表紙	帳票管理	
	帳票名称 用紙サイズ	24 仮納入通知書（連帳）一般 不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
1	対象年度	和暦表記	●			●	
2	郵便番号		●			●	
3	封入番号	(引抜用番号) 連番を設定	●			●	
4	住所		●			●	
5	氏名		●			●	
6	被保険者番号		●			●	
7	通知書番号		●			●	
8	納付義務者氏名		●				第1.6版において実装必須項目として規定したこと、 また、これに伴う帳票レイアウトへの反映については 令和8年度の検討において実施する方針としたことを 踏まえ、当該項目については令和10年2月1日まで に実装することとする。
9	納付義務者住所		●				第1.6版において実装必須項目として規定したこと、 また、これに伴う帳票レイアウトへの反映については 令和8年度の検討において実施する方針としたことを 踏まえ、当該項目については令和10年2月1日まで に実装することとする。
10	文言	“あなたの国民健康保険税（料）を本書のとおり決定しましたので納めてくださ い。”	●			●	
11	発行日	和暦表記	●			●	
12	証明者役職名		●			●	
13	証明者名		●			●	
14	公印	当該帳票を発行する保険者の公印	●			●	
15	カスタマーバーコード		●			●	
16	期別情報	第1期	●			●	
17		1期調定額	●			●	
18		第2期	●			●	
19		2期調定額	●			●	
20		第3期	●			●	
21		3期調定額	●			●	
22	納組情報	納組コード		●		●	納税組合情報は、採用有無が市区町村によって異な ることから、標準オプションとする。
23		納組名称		●		●	納税組合情報は、採用有無が市区町村によって異な ることから、標準オプションとする。
24	納付書	■帳票詳細要件 シート：賦課-35 ■ ■帳票詳細要件 シート：賦課-36 ■ 参照	●			●	市区町村で採用している納付書様式及び期数に合わ せて、納付書を作成する。
25	返送用登録番号			●			帳票の返送状況を管理するため、返送用登録番号を 標準オプションとする。
26	通知文		●			●	
27	問い合わせ先 郵便番号		●			●	
28	問い合わせ先 住所		●			●	
29	問い合わせ先 課名		●			●	
30	問い合わせ先 電話番号		●			●	

対象年度

年度

国民健康保険税納入通知書

窓空宛名

保険者番号
通知書番号

あみなとの国民健康保険税（料）を本書のとおり決定しましたので納めてください。

年 月 日



〇〇市長
〇〇 〇〇

※下記口座から振替させていただきます。

金 種 関 名	第 1 期	第 2 期	第 3 期
口座種別	振替区分	口座番号	
口座名義人	納付額	年 月 日	年 月 日
	納期限	年 月 日	年 月 日

〈お問い合わせ先〉
〒 000-0000
〇〇市〇〇町1丁目2番3号
国民課
電話 000-000-0000

納組コード
納組名称

帳票詳細要件 国民健康保険システム

表紙	帳票管理	帳票名称 用紙サイズ	25 仮納入通知書（連帳）口座 不定形用紙
----	------	---------------	--------------------------

通番	システム印字項目	印字編集条件など 和暦表記	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
1	対象年度		●			●	
2	郵便番号		●			●	
3	宛名		●			●	
4	住所		●			●	
5	首長名		●			●	
6	役職名		●			●	
7	封入番号	(引抜用番号) 連番を設定	●			●	
8	発行日	和暦表記	●			●	
9	通知書番号		●			●	
10	納付義務者氏名		●				第1.6版において実装必須項目として規定したこと、また、これに伴う帳票レイアウトへの反映については令和8年度の検討において実施する方針としたことを踏まえ、当該項目については令和10年2月1日まで に実装することとする。
11	納付義務者住所		●				第1.6版において実装必須項目として規定したこと、また、これに伴う帳票レイアウトへの反映については令和8年度の検討において実施する方針としたことを踏まえ、当該項目については令和10年2月1日まで に実装することとする。
12	被保険者番号		●			●	
13	文言	“あなたの国民健康保険税（料）を本書のとおり決定しましたので納めてください。”	●			●	
14	1期調定額		●			●	
15	2期調定額		●			●	
16	3期調定額		●			●	
17	1期納期限		●			●	
18	2期納期限		●			●	
19	3期納期限		●			●	
20	公印	当該帳票を発行する保険者の公印	●			●	
21	カスタマーバーコード		●			●	
22	口座振替情報	金融機関名	●			●	
23	※口座振替でない場 合は、非表示	口座名義人	●			●	
24		口座種別	●			●	
25		口座番号	●			●	
26		振替区分	●			●	
27	納組情報 ※納組振替でない場 合は、非表示	納組コード		●		●	納税組合情報は、採用有無が市区町村によって異なることから、標準オプションとする。
28		納組名称		●		●	納税組合情報は、採用有無が市区町村によって異なることから、標準オプションとする。
29	返送用登録番号			●			帳票の返送状況を管理するため、返送用登録番号を標準オプションとする。
30	通知文		●			●	
31	問い合わせ先 郵便番号		●			●	
32	問い合わせ先 住所		●			●	
33	問い合わせ先 課名		●			●	
34	問い合わせ先 電話番号		●			●	

帳票詳細要件 国民健康保険システム

表紙	帳票管理	帳票名称 用紙サイズ
26 納入通知書（運搬・年間特徴者）_四方式用 不定形用紙		

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
1	対象年度	和暦表記	●			●	
2	発送日	和暦表記	●			●	
3	通知書名		●			●	
4	郵便番号		●			●	
5	住所		●			●	
6	氏名		●			●	
7	被保険者番号		●			●	
8	通知書番号	(引抜用番号)	●			●	
9	文言1	“あな”の国民健康保険税（料）について次のとおり決定しましたので通知します”	●			●	
10	前回決定額	本算定時は“*****”を設定	●			●	
11	今回決定税額		●			●	
12	証明者名		●			●	
13	証明者役職名		●			●	
14	公印	当該帳票を発行する保険者の公印	●			●	
15	カスタマーバーコード		●			●	
16	徴収方法	仮徴収額又は本徴収額がある場合、“特別徴収”を設定	●			●	国保料については国保法施行規則第32条の19、国保税については地方税法第七十八条の三 および 地方税法施行規則第二十四条の三十二において、通知が規定されていることから、実装必須とする。
17	特別徴収関連情報	氏名	●			●	
18		生年月日	●			●	
19		性別	●			●	
20		住所	●			●	
21	特別徴収義務者	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
22	特別徴収対象年金	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
23	特別徴収対象年金額	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
24	文言2	“（来年度の仮徴収のご案内）来年度の4月、6月、8月は特別徴収仮徴収額として2月の特別徴収額と同額が天引きされます。”	●			●	
25	期別情報	普通徴収1期	●			●	
26		普通徴収2期	●			●	
27		普通徴収3期	●			●	
28		普通徴収4期	●			●	
29		普通徴収5期	●			●	
30		普通徴収6期	●			●	
31		普通徴収7期	●			●	
32		普通徴収8期	●			●	
33		普通徴収9期	●			●	
34		普通徴収10期	●			●	
35		普通徴収11期	●			●	
36		普通徴収12期	●			●	
37		普通徴収13期	●			●	
38		普通徴収1期納期限	●			●	
39		普通徴収2期納期限	●			●	
40		普通徴収3期納期限	●			●	
41		普通徴収4期納期限	●			●	
42		普通徴収5期納期限	●			●	
43		普通徴収6期納期限	●			●	
44		普通徴収7期納期限	●			●	
45		普通徴収8期納期限	●			●	
46		普通徴収9期納期限	●			●	
47		普通徴収10期納期限	●			●	
48		普通徴収11期納期限	●			●	
49		普通徴収12期納期限	●			●	
50		普通徴収13期納期限	●			●	
51		更正後普通徴収額合計	●			●	
		更正後普通徴収額1～13の合計					
		普通徴収が存在しない場合→“*****”					
52		更正後特別徴収額合計	●			●	
		更正後特別徴収額1～13の合計					
		* 特別徴収01期～特別徴収06期					
		特別徴収が存在しない場合→“*****”					
53		更正前普通徴収額合計	●			●	
		更正前普通徴収額1～13の合計					
		普通徴収が存在しない場合→“*****”					
54		更正前特別徴収額合計	●			●	
		更正前特別徴収額1～13の合計					
		* 特別徴収01期～特別徴収06期					
		特別徴収が存在しない場合→“*****”					
55		更正後普通徴収額1	●			●	
		普通徴収が存在しない場合→“*****”					

業務	賦課管理	帳票名称	
		26 納入通知書 (連帳・年間特徴者) 四方式用	不定形用紙
		用紙サイズ	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
56	更正後普通徴収額2 更正後普通徴収額3 更正後普通徴収額4 更正後普通徴収額5 更正後普通徴収額6 更正後普通徴収額7 更正後普通徴収額8 更正後普通徴収額9 更正後普通徴収額10 更正後普通徴収額11 更正後普通徴収額12 更正後普通徴収額13	普通徴収2期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
57		普通徴収3期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
58		普通徴収4期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
59		普通徴収5期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
60		普通徴収6期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
61		普通徴収7期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
62		普通徴収8期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
63		普通徴収9期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
64		普通徴収10期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
65		普通徴収11期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
66	更正後普通徴収額1 更正後特別徴収額2 更正後特別徴収額3 更正後特別徴収額4 更正後特別徴収額5 更正後特別徴収額6 更正後特別徴収額7 更正後特別徴収額8 更正後特別徴収額9 更正後特別徴収額10	普通徴収12期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
67		普通徴収13期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
68		特別徴収1期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
69		特別徴収2期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
70		特別徴収3期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
71		特別徴収4期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
72		特別徴収5期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
73		特別徴収6期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
74		特別徴収7期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
75		特別徴収8期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
76	更正後特別徴収額1 更正後特別徴収額2 更正後特別徴収額3 更正後特別徴収額4 更正後特別徴収額5 更正後特別徴収額6 更正後特別徴収額7 更正後特別徴収額8 更正後特別徴収額9 更正後特別徴収額10	特別徴収9期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
77		特別徴収10期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
78		特別徴収11期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
79		特別徴収12期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
80		特別徴収13期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
81		普通徴収1期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
82		普通徴収2期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
83		普通徴収3期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
84		普通徴収4期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
85		普通徴収5期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
86	更正前普通徴収額1 更正前普通徴収額2 更正前普通徴収額3 更正前普通徴収額4 更正前普通徴収額5 更正前普通徴収額6 更正前普通徴収額7 更正前普通徴収額8 更正前普通徴収額9	普通徴収6期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
87		普通徴収7期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
88		普通徴収8期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
89		普通徴収9期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	

業務	賦課管理	帳票名称 用紙サイズ	26. 納入通知書（連帳・年間特徴者）_四方式用 不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
90	更正前普通徴収額10	普通徴収10期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
91	更正前普通徴収額11	普通徴収11期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
92	更正前普通徴収額12	普通徴収12期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
93	更正前普通徴収額13	普通徴収13期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
94	更正前特別徴収額1	特別徴収1期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
95	更正前特別徴収額2	特別徴収2期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
96	更正前特別徴収額3	特別徴収3期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
97	更正前特別徴収額4	特別徴収4期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
98	更正前特別徴収額5	特別徴収5期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
99	更正前特別徴収額6	特別徴収6期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
100	更正前特別徴収額7	特別徴収7期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
101	更正前特別徴収額8	特別徴収8期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
102	更正前特別徴収額9	特別徴収9期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
103	更正前特別徴収額10	特別徴収10期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
104	更正前特別徴収額11	特別徴収11期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
105	更正前特別徴収額12	特別徴収12期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
106	更正前特別徴収額13	特別徴収13期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
107	納付済普通徴収額合計	納付済普通徴収額1～13の合計値	●			●	
108	納付済特別徴収額合計	納付済特別徴収額1～13の合計値	●			●	
109	納付年月1	普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
110	納付年月2	普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
111	納付年月3	普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
112	納付年月4	普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
113	納付年月5	普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
114	納付年月6	普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
115	納付年月7	普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
116	納付年月8	普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	

業務	賦課管理	帳票名称	26 納入通知書（連帳・年間特徴者）_四方式用
		用紙サイズ	不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
117	納付年月9	普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…〇年4月） 和暦表記	●			●	
118	納付年月10	普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…〇年4月） 和暦表記	●			●	
119	納付年月11	普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…〇年4月） 和暦表記	●			●	
120	納付年月12	普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…〇年4月） 和暦表記	●			●	
121	納付年月13	普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…〇年4月） 和暦表記	●			●	
122	納付済普通徴収額1	普通徴収1期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
123	納付済普通徴収額2	普通徴収2期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
124	納付済普通徴収額3	普通徴収3期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
125	納付済普通徴収額4	普通徴収4期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
126	納付済普通徴収額5	普通徴収5期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
127	納付済普通徴収額6	普通徴収6期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
128	納付済普通徴収額7	普通徴収7期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
129	納付済普通徴収額8	普通徴収8期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
130	納付済普通徴収額9	普通徴収9期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
131	納付済普通徴収額10	普通徴収10期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
132	納付済普通徴収額11	普通徴収11期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
133	納付済普通徴収額12	普通徴収12期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
134	納付済普通徴収額13	普通徴収13期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
135	納付済特別徴収額1	特別徴収1期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
136	納付済特別徴収額2	特別徴収2期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
137	納付済特別徴収額3	特別徴収3期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
138	納付済特別徴収額4	特別徴収4期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
139	納付済特別徴収額5	特別徴収5期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
140	納付済特別徴収額6	特別徴収6期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
141	納付済特別徴収額7	特別徴収7期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
142	納付済特別徴収額8	特別徴収8期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
143	納付済特別徴収額9	特別徴収9期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
144	納付済特別徴収額10	特別徴収10期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
145	納付済特別徴収額11	特別徴収11期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	

表紙	賦課管理	帳票名称	26 納入通知書（連帳・年間特徴者）_四方式用
		用紙サイズ	不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
146	納付済特別徴収額12	特別徴収12期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
147	納付済特別徴収額13	特別徴収13期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
148	差引普通徴収額1	更正後普通徴収額1 - 納付済普通徴収額1 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
149	差引普通徴収額2	更正後普通徴収額2 - 納付済普通徴収額2 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
150	差引普通徴収額3	更正後普通徴収額3 - 納付済普通徴収額3 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
151	差引普通徴収額4	更正後普通徴収額4 - 納付済普通徴収額4 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
152	差引普通徴収額5	更正後普通徴収額5 - 納付済普通徴収額5 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
153	差引普通徴収額6	更正後普通徴収額6 - 納付済普通徴収額6 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
154	差引普通徴収額7	更正後普通徴収額7 - 納付済普通徴収額7 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
155	差引普通徴収額8	更正後普通徴収額8 - 納付済普通徴収額8 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
156	差引普通徴収額9	更正後普通徴収額9 - 納付済普通徴収額9 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
157	差引普通徴収額10	更正後普通徴収額10 - 納付済普通徴収額10 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
158	差引普通徴収額11	更正後普通徴収額11 - 納付済普通徴収額11 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
159	差引普通徴収額12	更正後普通徴収額12 - 納付済普通徴収額12 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
160	差引普通徴収額13	更正後普通徴収額13 - 納付済普通徴収額13 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
161	差引普通徴収額合計	差引普通徴収額1～13の合計値	●			●	
162	差引特別徴収額合計	差引特別徴収額1～130の合計値 特別徴収が存在しない場合、*****を設定	●			●	
163	差引特別徴収額1	更正後特別徴収額1 - 納付済特別徴収額1 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
164	差引特別徴収額2	更正後特別徴収額2 - 納付済特別徴収額2 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
165	差引特別徴収額3	更正後特別徴収額3 - 納付済特別徴収額3 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
166	差引特別徴収額4	更正後特別徴収額4 - 納付済特別徴収額4 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
167	差引特別徴収額5	更正後特別徴収額5 - 納付済特別徴収額5 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
168	差引特別徴収額6	更正後特別徴収額6 - 納付済特別徴収額6 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
169	差引特別徴収額7	更正後特別徴収額7 - 納付済特別徴収額7 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
170	差引特別徴収額8	更正後特別徴収額8 - 納付済特別徴収額8 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
171	差引特別徴収額9	更正後特別徴収額9 - 納付済特別徴収額9 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
172	差引特別徴収額10	更正後特別徴収額10 - 納付済特別徴収額10 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
173	差引特別徴収額11	更正後特別徴収額11 - 納付済特別徴収額11 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
174	差引特別徴収額12	更正後特別徴収額12 - 納付済特別徴収額12 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
175	差引特別徴収額13	更正後特別徴収額13 - 納付済特別徴収額13 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
176	賦課明細	本算定時は*****を設定	●			●	
177	決定前医療分所得割課税標準額	所得割税率（百分率）を小數第2位まで表示 本算定時は****を設定	●			●	
178	決定前医療分所得割税率	本算定時止*****を設定	●			●	
179	決定前医療分資産割課税標準額	本算定時止*****を設定	●			●	
180	決定前医療分資産割税率	資産割税率（百分率）を小數第2位まで表示 本算定時止****を設定	●			●	
181	決定前医療分資産割標準額	本算定時止*****を設定	●			●	
182	決定前医療分均等割課税標準額	本算定時止*****を設定	●			●	

表紙	賦課管理	帳票名称	26. 納入通知書（連帳・年間特徴者）_四方式用
		用紙サイズ	不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
183	決定前医療分均等割税額	本算定時は"*****"を設定	●				
184	決定前医療分均等割人数	本算定時は"**-**"を設定	●			●	
185	決定前平等割特定月	後期高齢者医療制度へ世帯員が移行することにより平等割額が半額となる月数及びその後5年経過により平等割額が1/4となる月数を表示 本算定時の場合は"**-**"を設定	●			●	
186	決定前医療分平等割額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
187	決定前医療分合計	本算定時は"*****"を設定	●			●	
188	決定前支援朝金分所得割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
189	決定前支援朝金分所得割税率	支援朝金所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示 本算定時は"*****"を設定	●			●	
190	決定前支援朝金分所得割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
191	決定前支援朝金分資産割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
192	決定前支援朝金分資産割税率	支援朝金資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示 本算定時は"*****"を設定	●			●	
193	決定前支援朝金分資産割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
194	決定前支援朝金分均等割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
195	決定前支援朝金分均等割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
196	決定前支援朝金分均等割人数	本算定時は"**-**"を設定	●			●	
197	決定前支援朝金分平等割額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
198	決定前支援朝金分合計	本算定時は"*****"を設定	●			●	
199	決定前介護分所得割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
200	決定前介護分所得割税率	介護所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示 本算定時は"*****"を設定	●			●	
201	決定前介護分所得割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
202	決定前介護分資産割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
203	決定前介護分資産割税率	介護資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示 本算定時は"*****"を設定	●			●	
204	決定前介護分資産割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
205	決定前介護分均等割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
206	決定前介護分均等割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
207	決定前介護分均等割人数	本算定時は"**-**"を設定	●			●	
208	決定前介護分平等割額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
209	決定前介護分合計	本算定時は"*****"を設定	●			●	
210	決定前子ども分所得割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
211	決定前子ども分所得割税率	子ども所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示 本算定時は"*****"を設定	●			●	
212	決定前子ども分所得割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
213	決定前子ども分資産割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
214	決定前子ども分資産割税率	子ども資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示 本算定時は"*****"を設定	●			●	
215	決定前子ども分資産割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
216	決定前子ども分均等割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
217	決定前子ども分均等割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	オプション項目「決定前子ども分18歳以上均等割税額」を出力しない場合、18歳以上均等割額を含む
218	決定前子ども分均等割人数	本算定時は"**-**"を設定	●			●	
219	決定前子ども分18歳以上均等割税額	本算定時は"*****"を設定	●	●			
220	決定前子ども分18歳以上均等割人数	本算定時は"**-**"を設定	●	●			
221	決定前子ども分平等割額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
222	決定前子ども分合計	本算定時は"*****"を設定	●			●	
223	決定後医療分所得割課税標準額	決定後医療分所得割課税標準額	●			●	
224	決定後医療分所得割税率	所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
225	決定後医療分所得割税額	決定後医療分所得割税額	●			●	
226	決定後医療分資産割課税標準額	決定後医療分資産割課税標準額	●			●	
227	決定後医療分資産割税率	資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
228	決定後医療分資産割税額	決定後医療分資産割税額	●			●	
229	決定後医療分均等割課税標準額	決定後医療分均等割課税標準額	●			●	
230	決定後医療分均等割税額	決定後医療分均等割税額	●			●	
231	決定後医療分均等割人数	決定後医療分均等割人数	●			●	
232	決定後平等割特定月	後期高齢者医療制度へ世帯員が移行することにより平等割額が半額となる月数及びその後5年経過により平等割額が1/4となる月数を表示	●			●	
233	決定後医療分平等割額	決定後医療分平等割額	●			●	
234	決定後医療分合計	決定後医療分合計	●			●	
235	決定後支援朝金分所得割課税標準額	決定後支援朝金分所得割課税標準額	●			●	
236	決定後支援朝金分所得割税率	支援朝金所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
237	決定後支援朝金分所得割税額	決定後支援朝金分所得割税額	●			●	
238	決定後支援朝金分資産割課税標準額	決定後支援朝金分資産割課税標準額	●			●	
239	決定後支援朝金分資産割税率	支援朝金資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	

業務	賦課管理	帳票名称		26 納入通知書（連帳・年間特徴者）_四方式用
		用紙サイズ		不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
240	決定後支戻金分資産割税額		●			●	
241	決定後支戻金分均等割課税標準額		●			●	
242	決定後支戻金分均等割税額		●			●	
243	決定後支戻金分均等割人数		●			●	
244	決定後支戻金分平等割額		●			●	
245	決定後支戻金分合計		●			●	
246	決定後介護分所得割課税標準額		●			●	
247	決定後介護分所得割税率	介護所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
248	決定後介護分所得割税額		●			●	
249	決定後介護分資産割課税標準額		●			●	
250	決定後介護分資産割税率	介護資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
251	決定後介護分資産割税額		●			●	
252	決定後介護分均等割課税標準額		●			●	
253	決定後介護分均等割税額		●			●	
254	決定後介護分均等割人数		●			●	
255	決定後介護分平等割額		●			●	
256	決定後介護分合計		●			●	
257	決定後子ども所得割課税標準額		●			●	
258	決定後子ども所得割税率	子ども所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
259	決定後子ども所得割税額		●			●	
260	決定後子ども分資産割課税標準額		●			●	
261	決定後子ども分資産割税率	子ども資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
262	決定後子ども分資産割税額		●			●	
263	決定後子ども分均等割課税標準額		●			●	
264	決定後子ども分均等割税額		●			●	項目「決定後子ども分18歳以上均等割税額」を賦課 明細に内訳として出力しない場合、18歳以上均等割 税額を含む
265	決定後子ども分均等割人数		●			●	
266	決定後子ども分18歳以上均等割人数		●	●			納入通知書に18歳以上均等割税額を出力し、被保険 者に通知する必要があることから、実装必須とす る。
267	決定後子ども分18歳以上均等割税額		●			●	
268	決定後子ども分平等割額		●			●	
269	決定後子ども分合計		●			●	
270	決定前軽減課身	本算定時は何も設定しない	●			●	
271	決定前軽減割	本算定時は**を設定	●			●	
272	決定前医療分所得割軽減額	本算定時は*****を設定	●	●		●	産前産後軽減税額を含む
273	決定前医療分均等割軽減額	本算定時は*****を設定	●	●		●	未就学児均等割軽減税額及び産前産後軽減税額を含む
274	決定前医療分平等割軽減額	本算定時は*****を設定	●	●		●	
275	決定前医療分未就学児均等割軽減額	本算定時は*****を設定		●			軽減税額の内訳として「所得割軽減税額」、「均等割軽 減税額」、「平等割軽減税額」の項目を追加したため標 準オプシジョンとする。
276	決定前医療分産前産後軽減額	本算定時は*****を設定		●			
277	決定前医療分軽減額	本算定時は*****を設定	●			●	
278	決定前医療分限度超過額	本算定時は*****を設定	●			●	
279	決定前医療分月割増減額	本算定時は*****を設定	●			●	
280	決定前医療分減免額	本算定時は*****を設定	●			●	
281	決定前医療分年間保険料額	本算定時は*****を設定	●			●	
282	決定前支戻金分所得割軽減額	本算定時は*****を設定		●		●	産前産後軽減税額を含む
283	決定前支戻金分均等割軽減額	本算定時は*****を設定		●		●	未就学児均等割軽減税額及び産前産後軽減税額を含む
284	決定前支戻金分平等割軽減額	本算定時は*****を設定		●		●	
285	決定前支戻金分未就学児均等割軽減額	本算定時は*****を設定		●			軽減税額の内訳として「所得割軽減税額」、「均等割軽 減税額」、「平等割軽減税額」の項目を追加したため標 準オプシジョンとする。
286	決定前支戻金分産前産後軽減額	本算定時は*****を設定		●			
287	決定前支戻金分軽減額	本算定時は*****を設定	●			●	
288	決定前支戻金分限度超過額	本算定時は*****を設定	●			●	
289	決定前支戻金分月割増減額	本算定時は*****を設定	●			●	
290	決定前支戻金分減免額	本算定時は*****を設定	●			●	
291	決定前支戻金分年間保険料額	本算定時は*****を設定	●			●	
292	決定前介護分所得割軽減額	本算定時は*****を設定		●		●	
293	決定前介護分均等割軽減額	本算定時は*****を設定		●		●	
294	決定前介護分平等割軽減額	本算定時は*****を設定		●		●	
295	決定前介護分産前産後軽減額	本算定時は*****を設定		●		●	
296	決定前介護分軽減額	本算定時は*****を設定	●			●	

表紙	賦課管理	帳票名称	26 納入通知書（連帳・年間特徴者）_四方式用
		用紙サイズ	不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
297	決定前介護分限度超過額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
298		決定前介護分月割増減額	●			●	
299		決定前介護分減免額	●			●	
300		決定前介護分年間保険料額	●			●	
301		決定前子ども分所得割軽減額		●		●	産前産後軽減減額を含む
302		決定前子ども分均等割軽減額		●		●	未就学児均等割軽減減額、産前産後軽減減額及び18歳未満均等割軽減減額を含む
303		決定前子ども分18歳以上均等割軽減額		●		●	
304		決定前子ども分平等割軽減額		●		●	
305		決定前子ども分未就学児均等割軽減額		●			軽減減額の内訳として「所得割軽減減額」、「均等割軽減減額」、「平等割軽減減額」の項目を追加したため標準オプションとする。
306		決定前子ども分産前産後軽減減額		●			
307	決定前子ども分均等割産前産後軽減減額	本算定時は"*****"を設定		●			
308		決定前子ども分18歳以上均等割産前産後軽減減額		●			
309		決定前子ども分18歳未満均等割軽減減額		●			
310		決定前子ども分軽減減額	●			●	
311		決定前子ども分限度超過額	●			●	
312		決定前子ども分月割増減額	●			●	
313		決定前子ども分減免額	●			●	
314		決定前子ども分年間保険料額	●			●	
315		決定後軽減減身	●			●	
316		決定後軽減割	●			●	産前産後軽減減額を含む
317	決定後医療分所得割軽減減額	決定後医療分所得割軽減減額		●		●	未就学児均等割軽減減額及び産前産後軽減減額を含む
318		決定後医療分均等割軽減減額		●		●	
319	決定後医療分平等割軽減減額	決定後医療分平等割軽減減額		●		●	
320	決定後医療分未就学児均等割軽減減額	決定後医療分未就学児均等割軽減減額		●			軽減減額の内訳として「所得割軽減減額」、「均等割軽減減額」、「平等割軽減減額」の項目を追加したため標準オプションとする。
321	決定後医療分産前産後軽減減額	決定後医療分産前産後軽減減額				●	
322	決定後医療分軽減減額	決定後医療分軽減減額	●			●	
323	決定後医療分限度超過額	決定後医療分限度超過額	●			●	
324	決定後医療分月割増減額	決定後医療分月割増減額	●			●	
325	決定後医療分減免額	決定後医療分減免額	●			●	
326	決定後医療分年間保険料額	決定後医療分年間保険料額	●			●	
327	決定後支援金分未就学児均等割軽減減額	決定後支援金分未就学児均等割軽減減額	●			●	軽減減額の内訳として「所得割軽減減額」、「均等割軽減減額」、「平等割軽減減額」の項目を追加したため標準オプションとする。
328	決定後支援金分所得割軽減減額	決定後支援金分所得割軽減減額		●		●	産前産後軽減減額を含む
329	決定後支援金分均等割軽減減額	決定後支援金分均等割軽減減額		●		●	未就学児均等割軽減減額及び産前産後軽減減額を含む
330	決定後支援金分平等割軽減減額	決定後支援金分平等割軽減減額		●		●	
331	決定後支援金分未就学児均等割軽減減額	決定後支援金分未就学児均等割軽減減額		●			軽減減額の内訳として「所得割軽減減額」、「均等割軽減減額」、「平等割軽減減額」の項目を追加したため標準オプションとする。
332	決定後支援金分産前産後軽減減額	決定後支援金分産前産後軽減減額		●			
333	決定後支援金分軽減減額	決定後支援金分軽減減額	●			●	
334	決定後支援金分限度超過額	決定後支援金分限度超過額	●			●	
335	決定後支援金分月割増減額	決定後支援金分月割増減額	●			●	
336	決定後支援金分減免額	決定後支援金分減免額	●			●	
337	決定後支援金分年間保険料額	決定後支援金分年間保険料額	●			●	
338	決定後介護分所得割軽減減額	決定後介護分所得割軽減減額		●		●	産前産後軽減減額を含む
339	決定後介護分均等割軽減減額	決定後介護分均等割軽減減額		●		●	未就学児均等割軽減減額及び産前産後軽減減額を含む
340	決定後介護分平等割軽減減額	決定後介護分平等割軽減減額		●		●	
341	決定後介護分産前産後軽減減額	決定後介護分産前産後軽減減額		●			
342	決定後介護分軽減減額	決定後介護分軽減減額	●			●	
343	決定後介護分限度超過額	決定後介護分限度超過額	●			●	
344	決定後介護分月割増減額	決定後介護分月割増減額	●			●	
345	決定後介護分減免額	決定後介護分減免額	●			●	
346	決定後介護分年間保険料額	決定後介護分年間保険料額	●			●	
347	決定後子ども分所得割軽減減額	決定後子ども分所得割軽減減額		●		●	産前産後軽減減額を含む
348	決定後子ども分均等割軽減減額	決定後子ども分均等割軽減減額		●		●	未就学児均等割軽減減額、産前産後軽減減額及び18歳未満均等割軽減減額を含む
349	決定後子ども分18歳以上均等割軽減減額	決定後子ども分18歳以上均等割軽減減額		●		●	
350	決定後子ども分平等割軽減減額	決定後子ども分平等割軽減減額		●		●	

業務	賦課管理	帳票名称	
		26 納入通知書（連帳・年間特徴者）_四方式用	
		用紙サイズ	
		不定形用紙	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
351		決定後子ども分未就学児均等割軽減額		●			軽減額の内訳として「所得割軽減額」、「均等割軽減額」、「平等割軽減額」の項目を追加したため標準オプシジョンとする。
352		決定後子ども分産前産後軽減額		●			
353		決定後子ども分均等割産前産後軽減額		●			
354		決定後子ども分18歳以上均等割産前産後軽減額		●			
355		決定後子ども分18歳未満均等割軽減額		●			
356		決定後子ども分軽減額	●			●	
357		決定後子ども分限度超過額	●			●	
358		決定後子ども分月割増減額	●			●	
359		決定後子ども分減免額	●			●	
360		決定後子ども分年間保険料額	●			●	
361		決定前合計額	●			●	
362		決定後合計額	●			●	
363		医療分最高限度額		●			子ども支援金分の賦課明細を追加することに伴い、出力スペースを確保するため、標準オプシジョンとする。
364		支援金分最高限度額		●			子ども支援金分の賦課明細を追加することに伴い、出力スペースを確保するため、標準オプシジョンとする。
365		介護分最高限度額		●			子ども支援金分の賦課明細を追加することに伴い、出力スペースを確保するため、標準オプシジョンとする。
366	個人明細 1人目	子ども分最高限度額		●		●	
367		被保険者平等割	●			●	
368		被保険者氏名	●			●	
369		被保険者医療分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課相模の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシジョンとする。
370		被保険者支援金分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課相模の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシジョンとする。
371		被保険者介護分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課相模の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシジョンとする。
372		被保険者子ども分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課相模の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシジョンとする。
373		被保険者所得割算定基礎額		●			所得割額の根拠を出力することを可能にするため、標準オプシジョンとする。
374		被保険者医療分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課相模の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシジョンとする。
375		被保険者支援金分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課相模の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシジョンとする。
376		被保険者介護分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課相模の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシジョンとする。
377		被保険者子ども分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課相模の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシジョンとする。
378		被保険者医療分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課相模の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシジョンとする。

業務	医療管理	帳票名称	
		26 納入通知書（連帳・年間特徴者）_四方式用	帳票サイズ
		用紙サイズ	
		不定形用紙	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	事件作成における 経緯・留意事項等
379		被保険者支援金分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
380		被保険者介護分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
381		被保険者子ども分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
382		個人別概算保険料額		●			個人毎の概算保険料の問い合わせを受けることもあり、問い合わせを削減することで事務の負担軽減が目的として個人別概算保険料額を標準オプションとする。
383		未申告該当区分	未申告の場合、“未申告”を設定	●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
384		医療分区分1～12	医療分4月～翌3月 打ち出し形式（例）“*”（資格あり） or “G”（擬制世帯主） or “S”（失業者）	●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
385		支援金分区分1～12	支援金分4月～翌3月 打ち出し形式（例）“*”（資格あり） or “G”（擬制世帯主） or “S”（失業者）	●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
386		介護分区分1～12	介護分4月～翌3月 打ち出し形式（例）“*”（資格あり） or “G”（擬制世帯主） or “S”（失業者）	●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
387		子ども分区分1～12	子ども分4月～翌3月 打ち出し形式（例）“*”（資格あり） or “G”（擬制世帯主） or “S”（失業者）	●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
388		被保険者氏名	●			●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
389		被保険者医療分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
390		被保険者支援金分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
391		被保険者介護分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
392		被保険者子ども分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
393		被保険者所得割算定基礎額		●			所得割額の根拠を出力することを可能とするため、標準オプションとする。
394		被保険者医療分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
395		被保険者支援金分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
396		被保険者介護分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。

表紙	賦課管理	帳票名称	
		26 納入通知書（連帳・年間特徴者）_四方式用	不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
397		被保険者子ども分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
398		被保険者医療分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
399		被保険者支援金分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
400		被保険者介護分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
401		被保険者子ども分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
402		個人別概算保険料額		●			個人毎の概算保険料の問い合わせを受けることもあり、問い合わせを削減することで事務の負担軽減が目的として個人別概算保険料額を標準オプションとする。
403		未申告該当区分	未申告の場合、“未申告”を設定	●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
404		医療区分区分1～12	医療分4月～翌3月 打ち出し形式（例）“*”（資格あり） or “g”（擬制世帯主） or “s”（失業者）	●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
405		支援金区分区分1～12	支援金分4月～翌3月 打ち出し形式（例）“*”（資格あり） or “g”（擬制世帯主） or “s”（失業者）	●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
406		介護区分区分1～12	介護分4月～翌3月 打ち出し形式（例）“*”（資格あり） or “g”（擬制世帯主） or “s”（失業者）	●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
407	・・・ 9人目	子ども区分区分1～12	子ども分4月～翌3月 打ち出し形式（例）“*”（資格あり） or “g”（擬制世帯主） or “s”（失業者）	●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
408				●		●	子ども支援金分の賦課明細を追加することに伴い、出力スペースを確保するため、12人目まで出力していた個人明細の出力件数を9人目までとする。
409		被保険者氏名	●			●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
410		被保険者医療分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
411		被保険者支援金分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
412		被保険者介護分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
413		被保険者子ども分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
414		被保険者所得割算定基礎額		●			所得割額の根拠を出力することを可能とするため、標準オプションとする。

表紙	医療管理	
	帳票名称	用紙サイズ
	26 納入通知書（連帳・年間特徴者）_四方式用	不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
415		被保険者医療分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の医療保険の差し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
416		被保険者支援金分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の医療保険の差し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
417		被保険者介護分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の医療保険の差し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
418		被保険者子ども分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の医療保険の差し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
419		被保険者医療分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の医療保険の差し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
420		被保険者支援金分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の医療保険の差し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
421		被保険者介護分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の医療保険の差し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
422		被保険者子ども分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の医療保険の差し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
423		個人別概算保険料額		●			個人毎の概算保険料の問い合わせを受けることもあり、問い合わせを削減することで事務の負担軽減が目的として個人別概算保険料額を標準オプションとする。
424		未申告該当区分	未申告の場合、“未申告”を設定	●		●	市区町村によって被保険者の医療保険の差し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
425		医療区分区分1～12	医療分4月～翌3月 打ち出し形式（例）“*”（資格あり） or “g”（擬制世帯主） or “s”（失業者）	●		●	市区町村によって被保険者の医療保険の差し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
426		支援金区分区分1～12	支援金分4月～翌3月 打ち出し形式（例）“*”（資格あり） or “g”（擬制世帯主） or “s”（失業者）	●		●	市区町村によって被保険者の医療保険の差し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
427		介護区分区分1～12	介護分4月～翌3月 打ち出し形式（例）“*”（資格あり） or “g”（擬制世帯主） or “s”（失業者）	●		●	市区町村によって被保険者の医療保険の差し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
428		子ども区分区分1～12	子ども分4月～翌3月 打ち出し形式（例）“*”（資格あり） or “g”（擬制世帯主） or “s”（失業者）	●		●	市区町村によって被保険者の医療保険の差し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
429		文言3	個人明細外件数＞0の場合、“左記被保険者以外他x x名。詳細はお問い合わせください。”	●		●	
430		変更理由	※個人毎の更正事由は標準オプションとする	●		●	市区町村によって医療更正の理由（事由）の差し方は様々であり、個人毎の更正事由ではなく、世帯で集約した異動事由を出力する事例もあることから、個人毎の異動事由は標準オプションとする。
431		異動年月日 1件目	※個人毎の更正事由は標準オプションとする	●		●	
432		異動対象者 2件目	※個人毎の更正事由は標準オプションとする	●		●	
433		変更理由	※個人毎の更正事由は標準オプションとする	●		●	
434		異動年月日	※個人毎の更正事由は標準オプションとする	●		●	
435		異動対象者	※個人毎の更正事由は標準オプションとする	●		●	
436		・・・		●		●	
437		20件目	※個人毎の更正事由は標準オプションとする	●		●	
438		異動年月日	※個人毎の更正事由は標準オプションとする	●		●	
439		異動対象者	※個人毎の更正事由は標準オプションとする	●		●	

業務	賦課管理	帳票名称	26 納入通知書（連帳・年間特徴者）_四方式用
		用紙サイズ	不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等 帳票の返送状況を管理するため、返送用登録番号を 標準オプションとする。
440	返送用登録番号			●			
441	通知文		●			●	
442	問い合わせ先 郵便番号		●			●	
443	問い合わせ先 住所		●			●	
444	問い合わせ先 課名		●			●	
445	問い合わせ先 電話番号		●			●	

表紙	帳票管理	帳票名称 用紙サイズ
		27 納入通知書（連帳・年間特徴者）_三方式用 不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
1	対象年度	和暦表記	●			●	
2	発送日	和暦表記	●			●	
3	通知書名		●			●	
4	郵便番号		●			●	
5	住所		●			●	
6	氏名		●			●	
7	被保険者番号		●			●	
8	通知書番号	(引抜用番号)	●			●	
9	文言1	“あな”の国民健康保険税（料）について次のとおり決定しましたので通知します”	●			●	
10	前回決定額	本算定時は“*****”を設定	●			●	
11	今回決定税額		●			●	
12	証明者名		●			●	
13	証明者役職名		●			●	
14	公印	当該帳票を発行する保険者の公印	●			●	
15	カスタマーバーコード		●			●	
16	徴収方法	仮徴収額又は本徴収額がある場合、“特別徴収”を設定	●			●	
17	氏名	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
18	生年月日	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定 日本人は和暦表記、外国人は西暦表記	●			●	国保料については国保法施行規則第32条の19、国保税については地方税法第七百十八条の三 および 地方税法施行規則第二十四条の三十二において、通知が規定されていることから、実装必須とする。
19	性別	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定 打ち出し形式（例）男 or 女	●			●	
20	住所	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
21	特別徴収義務者	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
22	特別徴収対象年金	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
23	特別徴収対象年金額	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
24	文言2	“（来年度の仮徴収のご案内）来年度の4月、6月、8月は特別徴収仮徴収額として2月の特別徴収額と同額が引きされます。”	●			●	
25	期別情報	普通徴収1期	●			●	
26		普通徴収2期	●			●	
27		普通徴収3期	●			●	
28		普通徴収4期	●			●	
29		普通徴収5期	●			●	
30		普通徴収6期	●			●	
31		普通徴収7期	●			●	
32		普通徴収8期	●			●	
33		普通徴収9期	●			●	
34		普通徴収10期	●			●	
35		普通徴収11期	●			●	
36		普通徴収12期	●			●	
37		普通徴収13期	●			●	
38		普通徴収1期納期限	●			●	
39		普通徴収2期納期限	●			●	
40		普通徴収3期納期限	●			●	
41		普通徴収4期納期限	●			●	
42		普通徴収5期納期限	●			●	
43		普通徴収6期納期限	●			●	
44		普通徴収7期納期限	●			●	
45		普通徴収8期納期限	●			●	
46		普通徴収9期納期限	●			●	
47		普通徴収10期納期限	●			●	
48		普通徴収11期納期限	●			●	
49		普通徴収12期納期限	●			●	
50		普通徴収13期納期限	●			●	
51	更正後普通徴収額合計	更正後普通徴収額1～13の合計 普通徴収が存在しない場合→“*****”	●			●	
52	更正後特別徴収額合計	更正後特別徴収額1～13の合計 * 特別徴収01期～特別徴収06期 特別徴収が存在しない場合→“*****”	●			●	
53	更正前普通徴収額合計	更正前普通徴収額1～13の合計 普通徴収が存在しない場合→“*****”	●			●	
54	更正前特別徴収額合計	更正前特別徴収額1～13の合計 * 特別徴収01期～特別徴収06期 特別徴収額が存在しない場合→“*****”	●			●	

表紙	賦課管理	帳票名称	
		27 納入通知書（連帳・年間特徴者）_三方式用	不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
55	更正後普通徴収額1	普通徴収1期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
56	更正後普通徴収額2	普通徴収2期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
57	更正後普通徴収額3	普通徴収3期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
58	更正後普通徴収額4	普通徴収4期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
59	更正後普通徴収額5	普通徴収5期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
60	更正後普通徴収額6	普通徴収6期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
61	更正後普通徴収額7	普通徴収7期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
62	更正後普通徴収額8	普通徴収8期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
63	更正後普通徴収額9	普通徴収9期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
64	更正後普通徴収額10	普通徴収10期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
65	更正後普通徴収額11	普通徴収11期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
66	更正後普通徴収額12	普通徴収12期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
67	更正後普通徴収額13	普通徴収13期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
68	更正後特別徴収額1	特別徴収1期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
69	更正後特別徴収額2	特別徴収2期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
70	更正後特別徴収額3	特別徴収3期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
71	更正後特別徴収額4	特別徴収4期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
72	更正後特別徴収額5	特別徴収5期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
73	更正後特別徴収額6	特別徴収6期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
74	更正後特別徴収額7	特別徴収7期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
75	更正後特別徴収額8	特別徴収8期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
76	更正後特別徴収額9	特別徴収9期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
77	更正後特別徴収額10	特別徴収10期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
78	更正後特別徴収額11	特別徴収11期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
79	更正後特別徴収額12	特別徴収12期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
80	更正後特別徴収額13	特別徴収13期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
81	更正前普通徴収額1	普通徴収1期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
82	更正前普通徴収額2	普通徴収2期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
83	更正前普通徴収額3	普通徴収3期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
84	更正前普通徴収額4	普通徴収4期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
85	更正前普通徴収額5	普通徴収5期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
86	更正前普通徴収額6	普通徴収6期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
87	更正前普通徴収額7	普通徴収7期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
88	更正前普通徴収額8	普通徴収8期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	

表紙	賦課管理	帳票名称	27 納入通知書（連帳・年間特徴者）_三方式用
		用紙サイズ	不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
89	更正前普通徴収額9	普通徴収9期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
90	更正前普通徴収額10	普通徴収10期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
91	更正前普通徴収額11	普通徴収11期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
92	更正前普通徴収額12	普通徴収12期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
93	更正前普通徴収額13	普通徴収13期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
94	更正前特別徴収額1	特別徴収1期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
95	更正前特別徴収額2	特別徴収2期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
96	更正前特別徴収額3	特別徴収3期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
97	更正前特別徴収額4	特別徴収4期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
98	更正前特別徴収額5	特別徴収5期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
99	更正前特別徴収額6	特別徴収6期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
100	更正前特別徴収額7	特別徴収7期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
101	更正前特別徴収額8	特別徴収8期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
102	更正前特別徴収額9	特別徴収9期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
103	更正前特別徴収額10	特別徴収10期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
104	更正前特別徴収額11	特別徴収11期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
105	更正前特別徴収額12	特別徴収12期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
106	更正前特別徴収額13	特別徴収13期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
107	納付済普通徴収額合計	納付済普通徴収額1～13の合計値	●			●	
108	納付済特別徴収額合計	納付済特別徴収額1～13の合計値	●			●	
109	納付年月1	普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
110	納付年月2	普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
111	納付年月3	普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
112	納付年月4	普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
113	納付年月5	普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
114	納付年月6	普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
115	納付年月7	普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	

業務	帳簿管理	帳票名称	
		27 納入通知書（連帳・年間特徴者）_三方式用	用紙サイズ
		不定形用紙	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
116	納付年8	普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…〇年4月） 和暦表記	●			●	
117		普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…〇年4月） 和暦表記	●			●	
118		普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…〇年4月） 和暦表記	●			●	
119		普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…〇年4月） 和暦表記	●			●	
120		普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…〇年4月） 和暦表記	●			●	
121		普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…〇年4月） 和暦表記	●			●	
122		納付済普通徴収額1 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
123		納付済普通徴収額2 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
124		納付済普通徴収額3 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
125		納付済普通徴収額4 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
126		納付済普通徴収額5 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
127		納付済普通徴収額6 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
128		納付済普通徴収額7 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
129		納付済普通徴収額8 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
130		納付済普通徴収額9 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
131	納付年9	納付済普通徴収額10 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
132		納付済普通徴収額11 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
133		納付済普通徴収額12 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
134		納付済普通徴収額13 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
135		納付済特別徴収額1 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
136		納付済特別徴収額2 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
137		納付済特別徴収額3 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
138		納付済特別徴収額4 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
139		納付済特別徴収額5 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
140		納付済特別徴収額6 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
141		納付済特別徴収額7 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
142		納付済特別徴収額8 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
143		納付済特別徴収額9 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	

表紙	賦課管理	
	帳票名称	用紙サイズ
27 納入通知書（連帳・年間特徴者）_三方式用		
不定形用紙		

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 終結・留意事項等
144	納付済特別徴収額10 納付済特別徴収額11 納付済特別徴収額12 納付済特別徴収額13 差引普通徴収額1 差引普通徴収額2 差引普通徴収額3 差引普通徴収額4 差引普通徴収額5 差引普通徴収額6 差引普通徴収額7 差引普通徴収額8 差引普通徴収額9 差引普通徴収額10 差引普通徴収額11 差引普通徴収額12 差引普通徴収額13	特別徴収10期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
145		特別徴収11期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
146		特別徴収12期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
147		特別徴収13期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
148		更正後普通徴収額1 - 納付済普通徴収額1 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
149		更正後普通徴収額2 - 納付済普通徴収額2 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
150		更正後普通徴収額3 - 納付済普通徴収額3 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
151		更正後普通徴収額4 - 納付済普通徴収額4 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
152		更正後普通徴収額5 - 納付済普通徴収額5 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
153		更正後普通徴収額6 - 納付済普通徴収額6 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
154		更正後普通徴収額7 - 納付済普通徴収額7 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
155		更正後普通徴収額8 - 納付済普通徴収額8 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
156		更正後普通徴収額9 - 納付済普通徴収額9 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
157		更正後普通徴収額10 - 納付済普通徴収額10 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
158		更正後普通徴収額11 - 納付済普通徴収額11 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
159		更正後普通徴収額12 - 納付済普通徴収額12 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
160	差引普通徴収額13 差引普通徴収額合計 差引特別徴収額合計 差引特別徴収額1 差引特別徴収額2 差引特別徴収額3 差引特別徴収額4 差引特別徴収額5 差引特別徴収額6 差引特別徴収額7 差引特別徴収額8 差引特別徴収額9 差引特別徴収額10 差引特別徴収額11 差引特別徴収額12 差引特別徴収額13	更正後普通徴収額13 - 納付済普通徴収額13 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
161		差引普通徴収額1～13の合計値 差引特別徴収額1～13の合計値	●			●	
162		特別徴収が存在しない場合、"*****"を設定	●			●	
163		更正後特別徴収額1 - 納付済特別徴収額1 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
164		更正後特別徴収額2 - 納付済特別徴収額2 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
165		更正後特別徴収額3 - 納付済特別徴収額3 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
166		更正後特別徴収額4 - 納付済特別徴収額4 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
167		更正後特別徴収額5 - 納付済特別徴収額5 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
168		更正後特別徴収額6 - 納付済特別徴収額6 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
169		更正後特別徴収額7 - 納付済特別徴収額7 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
170		更正後特別徴収額8 - 納付済特別徴収額8 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
171		更正後特別徴収額9 - 納付済特別徴収額9 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
172		更正後特別徴収額10 - 納付済特別徴収額10 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
173		更正後特別徴収額11 - 納付済特別徴収額11 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
174		更正後特別徴収額12 - 納付済特別徴収額12 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
175		更正後特別徴収額13 - 納付済特別徴収額13 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
176	賦課明細	本算定時は"*****"を設定 所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
177		本算定時は"*****"を設定 本算定時は"****"を設定	●			●	
178		決定前医療分所得割税率 決定前医療分所得割税率	●			●	
179		決定前医療分均等割税率 決定前医療分均等割税率	●			●	

表紙	賦課管理	帳票名称	27 納入通知書（連帳・年間特徴者）_三方式用
		用紙サイズ	不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
180	決定前医療分均等割税額	本算定時は“*****”を設定	●			●	
181	決定前医療分均等割人数	本算定時は“*”を設定	●			●	
182	決定前平等割特定月	後期高齢者医療制度へ世帯員が移行することにより平等割額が半額となる月数及びその後5年経過により平等割額が1/4となる月数を表示 本算定時の場合は“*”を設定	●			●	
183	決定前医療分平等割額	本算定時は“*****”を設定	●			●	
184	決定前医療分合計	本算定時は“*****”を設定	●			●	
185	決定前支援金分所得割課税標準額	本算定時は“*****”を設定	●			●	
186	決定前支援金分所得割税率	支援金所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示 本算定時は“*****”を設定	●			●	
187	決定前支援金分所得割税額	本算定時は“*****”を設定	●			●	
188	決定前支援金分均等割課税標準額	本算定時は“*****”を設定	●			●	
189	決定前支援金分均等割税額	本算定時は“*****”を設定	●			●	
190	決定前支援金分均等割人数	本算定時は“*”を設定	●			●	
191	決定前支援金分平等割額	本算定時は“*****”を設定	●			●	
192	決定前支援金分合計	本算定時は“*****”を設定	●			●	
193	決定前介護分所得割課税標準額	本算定時は“*****”を設定	●			●	
194	決定前介護分所得割税率	介護所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示 本算定時は“*****”を設定	●			●	
195	決定前介護分所得割税額	本算定時は“*****”を設定	●			●	
196	決定前介護分均等割課税標準額	本算定時は“*****”を設定	●			●	
197	決定前介護分均等割税額	本算定時は“*****”を設定	●			●	
198	決定前介護分均等割人数	本算定時は“*****”を設定	●			●	
199	決定前介護分平等割額	本算定時は“*****”を設定	●			●	
200	決定前介護分合計	本算定時は“*****”を設定	●			●	
201	決定前子ども所得割課税標準額	本算定時は“*****”を設定	●			●	
202	決定前子ども所得割税率	子ども所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示 本算定時は“*****”を設定	●			●	
203	決定前子ども分所得割税額	本算定時は“*****”を設定	●			●	
204	決定前子ども分均等割課税標準額	本算定時は“*****”を設定	●			●	
205	決定前子ども分均等割税額	本算定時は“*****”を設定	●			●	オプション項目「決定前子ども分18歳以上均等割税額」を出力しない場合、18歳以上均等割額を含む
206	決定前子ども分均等割人数	本算定時は“*”を設定	●			●	
207	決定前子ども分18歳以上均等割税額	本算定時は“*****”を設定		●			
208	決定前子ども分18歳以上均等割人数	本算定時は“*”を設定		●			
209	決定前子ども分平等割額	本算定時は“*****”を設定	●			●	
210	決定前子ども分合計	本算定時は“*****”を設定	●			●	
211	決定後医療分所得割課税標準額	所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
212	決定後医療分所得割税率		●			●	
213	決定後医療分所得割税額		●			●	
214	決定後医療分均等割課税標準額		●			●	
215	決定後医療分均等割税額		●			●	
216	決定後医療分均等割人数		●			●	
217	決定後平等割特定月	後期高齢者医療制度へ世帯員が移行することにより平等割額が半額となる月数及びその後5年経過により平等割額が1/4となる月数を表示	●			●	
218	決定後医療分平等割額		●			●	
219	決定後医療分合計		●			●	
220	決定後支援金分所得割課税標準額		●			●	
221	決定後支援金分所得割税率		●			●	
222	決定後支援金分所得割税額	支援金所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
223	決定後支援金分均等割課税標準額		●			●	
224	決定後支援金分均等割税額		●			●	
225	決定後支援金分均等割人数		●			●	
226	決定後支援金分平等割額		●			●	
227	決定後支援金分合計		●			●	
228	決定後介護分所得割課税標準額		●			●	
229	決定後介護分所得割税率	介護所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
230	決定後介護分所得割税額		●			●	
231	決定後介護分均等割課税標準額		●			●	
232	決定後介護分均等割税額		●			●	
233	決定後介護分均等割人数		●			●	
234	決定後介護分平等割額		●			●	
235	決定後介護分合計		●			●	
236	決定後子ども分所得割課税標準額		●			●	
237	決定後子ども分所得割税率	子ども所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
238	決定後子ども分所得割税額		●			●	
239	決定後子ども分均等割課税標準額		●			●	

表紙	賦課管理	帳票名称	27 納入通知書（連帳・年間特徴者）_三方式用
		用紙サイズ	不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
240		決定後子ども分均等割税額	●			●	項目「決定後子ども分18歳以上均等割税額」を賦課 明細に内訳として出力しない場合、18歳以上均等割 税を含む。
241		決定後子ども分均等割人数	●			●	
242		決定後子ども分18歳以上均等割人数		●			
243		決定後子ども分18歳以上均等割税額	●			●	納入通知書に18歳以上均等割税額を出力し、被保険 者に通知する必要があることから、実装必須とす る。
244		決定後子ども分平等割額	●			●	
245		決定後子ども分合計	●			●	
246		決定前軽減減単身	●			●	
247		決定前軽減減割	●			●	
248		決定前医療分所得割軽減減額	●	●		●	産前産後軽減減額を含む
249		決定前医療分均等割軽減減額	●	●		●	未就学児均等割軽減減額及び産前産後軽減減額を含む
250		決定前医療分平等割軽減減額	●	●		●	
251		決定前医療分未就学児均等割軽減減額	●	●		●	軽減減額の内訳として「所得割軽減減額」、「均等割軽 減減額」、「平等割軽減減額」の項目を追加したため標 準オプシジョンとする。
252		決定前医療分産前産後軽減減額	●	●		●	
253		決定前医療分軽減減額	●			●	
254		決定前医療分限度超過額	●			●	
255		決定前医療分月割増減額	●			●	
256		決定前医療分減免額	●			●	
257		決定前医療分年間保険料額	●			●	
258		決定前支援金分所得割軽減減額	●	●		●	産前産後軽減減額を含む
259		決定前支援金分均等割軽減減額	●	●		●	未就学児均等割軽減減額及び産前産後軽減減額を含む
260		決定前支援金分平等割軽減減額	●	●		●	
261		決定前支援金分未就学児均等割軽減減額	●	●		●	軽減減額の内訳として「所得割軽減減額」、「均等割軽 減減額」、「平等割軽減減額」の項目を追加したため標 準オプシジョンとする。
262		決定前支援金分産前産後軽減減額	●	●		●	
263		決定前支援金分軽減減額	●			●	
264		決定前支援金分限度超過額	●			●	
265		決定前支援金分月割増減額	●			●	
266		決定前支援金分減免額	●			●	
267		決定前支援金分年間保険料額	●			●	
268		決定前介護分所得割軽減減額	●	●		●	産前産後軽減減額を含む
269		決定前介護分均等割軽減減額	●	●		●	未就学児均等割軽減減額及び産前産後軽減減額を含む
270		決定前介護分平等割軽減減額	●	●		●	
271		決定前介護分産前産後軽減減額	●	●		●	
272		決定前介護分軽減減額	●			●	
273		決定前介護分限度超過額	●			●	
274		決定前介護分月割増減額	●			●	
275		決定前介護分減免額	●			●	
276		決定前介護分年間保険料額	●			●	
277		決定前子ども分所得割軽減減額	●	●		●	産前産後軽減減額を含む
278		決定前子ども分均等割軽減減額	●	●		●	未就学児均等割軽減減額、産前産後軽減減額及び18歳未 満均等割軽減減額を含む
279		決定前子ども分18歳以上均等割軽減減額	●	●		●	
280		決定前子ども分平等割軽減減額	●	●		●	
281		決定前子ども分未就学児均等割軽減減額	●	●		●	軽減減額の内訳として「所得割軽減減額」、「均等割軽 減減額」、「平等割軽減減額」の項目を追加したため標 準オプシジョンとする。
282		決定前子ども分産前産後軽減減額	●	●		●	
283		決定前子ども分均等割産前産後軽減減額	●	●		●	
284		決定前子ども分18歳以上均等割産前産後軽減減額	●	●		●	
285		決定前子ども分18歳未満均等割軽減減額	●	●		●	
286		決定前子ども分軽減減額	●			●	
287		決定前子ども分限度超過額	●			●	
288		決定前子ども分月割増減額	●			●	
289		決定前子ども分減免額	●			●	
290		決定前子ども分年間保険料額	●			●	
291		決定後軽減減単身	●			●	
292		決定後軽減減割	●			●	

表紙	賦課管理	帳票名称	27 納入通知書（連帳・年間特徴者）_三方式用
		用紙サイズ	不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
293		決定後医療分未就学児均等割軽減額	●			●	軽減額の内訳として「所得割軽減額」、「均等割軽減額」、「平等割軽減額」の項目を追加したため標準オプシオンとする。
294		決定後医療分所得割軽減額		●		●	産前産後軽減額を含む。
295		決定後医療分均等割軽減額		●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む。
296		決定後医療分平等割軽減額		●		●	
297		決定後医療分未就学児均等割軽減額		●			軽減額の内訳として「所得割軽減額」、「均等割軽減額」、「平等割軽減額」の項目を追加したため標準オプシオンとする。
298		決定後医療分産前産後軽減額		●			
299		決定後医療分軽減額	●			●	
300		決定後医療分限度超過額	●			●	
301		決定後医療分月割増減額	●			●	
302		決定後医療分減免額	●			●	
303		決定後医療分年間保険料額	●			●	
304		決定後医療分所得割軽減額		●		●	産前産後軽減額を含む。
305		決定後医療分均等割軽減額		●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む。
306		決定後医療分平等割軽減額		●		●	
307		決定後医療分未就学児均等割軽減額		●			軽減額の内訳として「所得割軽減額」、「均等割軽減額」、「平等割軽減額」の項目を追加したため標準オプシオンとする。
308		決定後医療分産前産後軽減額		●			
309		決定後医療分軽減額	●			●	
310		決定後医療分限度超過額	●			●	
311		決定後医療分月割増減額	●			●	
312		決定後医療分減免額	●			●	
313		決定後医療分年間保険料額	●			●	
314		決定後医療分所得割軽減額		●		●	産前産後軽減額を含む。
315		決定後医療分均等割軽減額		●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む。
316		決定後介護分平等割軽減額		●		●	
317		決定後介護分産前産後軽減額		●			
318		決定後介護分軽減額	●			●	
319		決定後介護分限度超過額	●			●	
320		決定後介護分月割増減額	●			●	
321		決定後介護分減免額	●			●	
322		決定後介護分年間保険料額	●			●	
323		決定後子ども分所得割軽減額		●		●	産前産後軽減額を含む。
324		決定後子ども分均等割軽減額		●		●	未就学児均等割軽減額、産前産後軽減額及び18歳未満均等割軽減額を含む。
325		決定後子ども分18歳以上均等割軽減額		●			
326		決定後子ども分平等割軽減額		●		●	
327		決定後子ども分未就学児均等割軽減額		●			軽減額の内訳として「所得割軽減額」、「均等割軽減額」、「平等割軽減額」の項目を追加したため標準オプシオンとする。
328		決定後子ども分産前産後軽減額		●			
329		決定後子ども分産前産後軽減額		●			
330		決定後子ども分18歳以上均等割産前産後軽減額		●			
331		決定後子ども分18歳未満均等割軽減額		●			
332		決定後子ども分軽減額	●			●	
333		決定後子ども分限度超過額	●			●	
334		決定後子ども分月割増減額	●			●	
335		決定後子ども分減免額	●			●	
336		決定後子ども分年間保険料額	●			●	
337		決定前合計額	●			●	
338		決定後合計額	●			●	子ども支援金分の賦課明細を追加することに伴い、出力カスベースを確保するため、標準オプシオンとする。
339		医療分最高限度額		●			子ども支援金分の賦課明細を追加することに伴い、出力カスベースを確保するため、標準オプシオンとする。
340		支援金分最高限度額		●			子ども支援金分の賦課明細を追加することに伴い、出力カスベースを確保するため、標準オプシオンとする。

業務	賦課管理	帳票名称	
		27 納入通知書（連帳・年間特徴者）_三方式用	不定形用紙
		用紙サイズ	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	事件作成における 経緯・留意事項等
341		介護分最高限度額		●			子ども支援金分の賦課明細を追加することに伴い、出力スペースを確保するため、標準オプションとする。
342		子ども分最高限度額		●		●	
343	個人明細 1人目	被保険者平等割	●			●	
344		被保険者氏名	●				
345		被保険者医療分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
346		被保険者支援金分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
347		被保険者介護分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
348		被保険者子ども分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
349		被保険者所得割算定基礎額		●			所得割額の根拠を出力することを可能とするため、標準オプションとする。
350		被保険者医療分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
351		被保険者支援金分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
352		被保険者介護分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
353		被保険者子ども分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
354		個人別概算保険料額		●			個人毎の概算保険料の問い合わせを受けることもあり、問い合わせを削減することで事務の負担軽減が目的として個人別概算保険料額を標準オプションとする。
355		未申告該当区分		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
356		医療分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
357		支援金分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
358		介護分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
359		子ども分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
360	2人目	被保険者氏名	●			●	

表紙	医療管理	
	医療名称 用紙サイズ	27 納入通知書（連帳・年間特徴者）_三方式用 不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
361		被保険者医療分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
362		被保険者支援金分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
363		被保険者介護分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
364		被保険者子ども分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
365		被保険者所得割算定基礎額		●			所得割額の根拠を出力することを可能とするため、標準オプションとする。
366		被保険者医療分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
367		被保険者支援金分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
368		被保険者介護分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
369		被保険者子ども分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
370		個人別概算保険料額		●			個人毎の概算保険料の問い合わせを受けられることもあり、問い合わせを削減することで事務の負担軽減が目的として個人別概算保険料額を標準オプションとする。
371		未申告該当区分		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
372		医療区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
373		支援金区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
374		介護区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
375		子ども区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
376	・・・ 9人目			●		●	子ども支援金分の医療明細を追加することに伴い、出力スヘースを確保するため、12人目まで出力していた個人明細の出力件数を9人目までとする。
377		被保険者氏名	●			●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
378		被保険者医療分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の医療報酬の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。

業務	賦課管理	帳票名称	27 納入通知書（連帳・年間特徴者）_三方式用
		用紙サイズ	不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	事件作成における 経緯・留意事項等
379		被保険者支援金分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
380		被保険者介護分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
381		被保険者子ども均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
382		被保険者所得割算定基礎額		●			所得割額の根拠を出力することを可能とするため、標準オプションとする。
383		被保険者医療分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
384		被保険者支援金分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
385		被保険者介護分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
386		被保険者子ども分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
387		個人別概算保険料額		●			個人毎の概算保険料の問い合わせを受けられることもあり、問い合わせを削減することで事務の負担軽減が目的として個人別概算保険料額を標準オプションとする。
388		未申告該当区分		●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
389		医療区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
390		支援金区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
391		介護区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
392		子ども区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課税額の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
393		文言3	●			●	
394		変更理由		●		●	市区町村によって賦課更正の理由（事由）の表し方は様々であり、個人毎の更正事由ではなく、世帯で集約した異動事由を出力する事例もあることから、個人毎の異動事由は標準オプションとする。
395		1 件目		●		●	
396		異動年月日		●		●	
397		異動対象者		●		●	
398		2 件目		●		●	
399		変更理由		●		●	
400		異動年月日		●		●	
401		異動対象者		●		●	
402		変更理由		●		●	
403		1 件目		●		●	
404		異動年月日		●		●	
404	返送用登録番号			●			帳票の返送状況を管理するため、返送用登録番号を標準オプションとする。

表紙	帳簿管理	27 納入通知書（連帳・年間特徴者）三方式用
		不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 終結・留意事項等
405	通知文		●			●	
406	問い合わせ先 郵便番号		●			●	
407	問い合わせ先 住所		●			●	
408	問い合わせ先 課名		●			●	
409	問い合わせ先 電話番号		●			●	

窓空宛名

年 月 日

省令第5条第78号関係

適合基準日：令和8年4月1日

〇〇市長

〇〇 〇〇

国民健康保険税の納付方法の変更について（お知らせ）

平素より、当市の国民健康保険事業につきましては、ご理解とご協力を贈り厚くお礼申し上げます。

さて、国民健康保険税の納付について、公的年金からの特別徴収（天引き）を導入しており、新たに特別徴収により納付をいただくこととなる予定ですが、ご希望により、普通徴収（口座振替）で納付することができますのでお知らせいたします。

特別徴収から口座振替への変更を希望される場合は、以下までご連絡くださるようお願いいたします。

〈お問い合わせ先〉

〒 000-0000
〇〇市〇〇町1丁目2番3号
国保課
電話 000-000-0000

※特別徴収の方（口座振替に変更しない方）には、あらためて金額等を通知します。

※年金額等に基づく判定により特別徴収の対象とならないこともあります。

表紙	帳票管理	帳票名称 用紙サイズ	28 国民健康保険料（税）口座振替動受通知 A4

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
1	送付先郵便番号	郵便番号の1桁目～3桁目 + “-” + 郵便番号の4桁目～7桁目 (引抜用番号)	●			●	
2	通番		●			●	
3	送付先住所		●			●	
4	送付先氏名		●			●	
5	発行日		●			●	
6	措置役職名	和暦表記	●			●	
7	措置名		●			●	
8	通知文		●			●	
9	カスタマバーコード		●			●	
10	問い合わせ先 郵便番号		●			●	
11	問い合わせ先 住所		●			●	
12	問い合わせ先 課名		●			●	
13	問い合わせ先 電話番号		●			●	

窓空宛名

〇〇市長

〇〇 〇〇

印

国民健康保険税 減免決定通知書

年 月 日付で申請のありました国民健康保険税の減免につきましては、
次のとおり決定としたので通知します。

対象年度	年度	被保険者番号	決定年月日	年 月 日
世帯主氏名				
減免前決定額	円	減免額	円	減免後決定額 円
減免決定理由				

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は裁決を経ないでも処分取消しの訴えを提起することができます。

〈お問い合わせ先〉

〒 000-0000
〇〇市〇〇町1丁目2番3号
国保課
電話 000-000-0000

表紙	帳票管理	帳票名称 用紙サイズ	29 国民健康保険料（税）減免決定通知書 A4
----	------	---------------	----------------------------

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
1	郵便番号		●			●	
2	住所		●			●	
3	氏名		●			●	
4	カスタマバーコード		●			●	
5	発行日	和暦表記	●			●	
6	役職名		●			●	
7	苗字名		●			●	
8	印影		●			●	
9	申請年月日	和暦表記	●			●	
10	文書		●			●	
11	対象年度	和暦表記	●			●	
12	被保険者番号		●			●	
13	決定年月日	和暦表記	●			●	
14	世帯主氏名		●			●	
15	減免区分		●			●	
16	減免前決定額		●			●	
17	減免額		●			●	
18	減免後決定額		●			●	
19	減免決定理由		●			●	
20	教示文		●			●	
21	問い合わせ先 郵便番号		●			●	
22	問い合わせ先 住所		●			●	
23	問い合わせ先 課名		●			●	
24	問い合わせ先 電話番号		●			●	
25	通知文行		●			●	
26	連番	(引抜用番号) 当該帳票を発行する保険者の公印	●				
27	公印		●			●	

窓空宛名

〇〇市長

〇〇 〇〇

印

国民健康保険税 減免却下通知書

年 月 日付で申請のありました国民健康保険税の減免につきましては、
次のとおり却下としたので通知します。

対象年度	年度	被保険者番号	決定年月日	年 月 日
世帯主氏名				
減免却下理由				

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

〈お問い合わせ先〉

〒 000-0000
〇〇市〇〇町1丁目2番3号
国保課
電話 000-000-0000

表紙	帳票管理	帳票名称 用紙サイズ	30 国民健康保険料（税）減免却下通知書 A4
----	------	---------------	----------------------------

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
1	郵便番号		●			●	
2	住所		●			●	
3	氏名		●			●	
4	カスタマバーコード		●			●	
5	発行日	和暦表記	●			●	
6	役職名		●			●	
7	苗字名		●			●	
8	印影		●			●	
9	申請年月日	和暦表記	●			●	
10	文書		●			●	
11	対象年度	和暦表記	●			●	
12	被保険者番号		●			●	
13	決定年月日	和暦表記	●			●	
14	世帯主氏名		●			●	
15	減免区分		●			●	
16	減免却下理由		●			●	
17	教示文		●			●	
18	問い合わせ先 郵便番号		●			●	
19	問い合わせ先 住所		●			●	
20	問い合わせ先 課名		●			●	
21	問い合わせ先 電話番号		●			●	
22	通知文行		●			●	
23	連番	(引抜用番号)	●				
24	公印	当該帳票を発行する保険者の公印	●			●	

窓空宛名

〇〇市長

〇〇 〇〇

印

国民健康保険税 減免変更決定通知書

年 月 日付で申請のありました国民健康保険税の減免につきましては、
次のとおり変更としたので通知します。

対象年度	年度	被保険者番号	決定年月日	年 月 日
世帯主氏名				
変更前決定額	円	減免額	円	変更後決定額 円
減免変更理由				

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

〈お問い合わせ先〉

〒 000-0000
〇〇市〇〇町1丁目2番3号
国保課
電話 000-000-0000

表紙	帳票管理	帳票名称 用紙サイズ	31 国民健康保険料（税）減免変更決定通知書 A4
----	------	---------------	------------------------------

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
1	郵便番号		●			●	
2	住所		●			●	
3	氏名		●			●	
4	カスタマバーコード		●			●	
5	発行日	和暦表記	●			●	
6	役職名		●			●	
7	慣称名		●			●	
8	印影		●			●	
9	申請年月日	和暦表記	●			●	
10	文書		●			●	
11	対象年度	和暦表記	●			●	
12	被保険者番号		●			●	
13	決定年月日	和暦表記	●			●	
14	世帯主氏名		●			●	
15	減免区分		●			●	
16	変更前決定額		●			●	
17	減免額		●			●	
18	変更後決定額		●			●	
19	減免変更理由		●			●	
20	指示文		●			●	
21	問い合わせ先 郵便番号		●			●	
22	問い合わせ先 住所		●			●	
23	問い合わせ先 課名		●			●	
24	問い合わせ先 電話番号		●			●	
25	通知文行		●			●	
26	連番	(引抜用番号)	●				
27	公印	当該帳票を発行する保険者の公印	●			●	

窓空宛名

〇〇市長

〇〇 〇〇

印

国民健康保険税 減免取消決定通知書

年 月 日付で申請のありました国民健康保険税の減免につきましては、
次のとおり取消としたので通知します。

対象年度	年度	被保険者番号	決定年月日	年 月 日
世帯主氏名				
取消前決定額	円	減免取消額	円	取消後決定額 円
減免取消理由				

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

〈お問い合わせ先〉

〒 000-0000
〇〇市〇〇町1丁目2番3号
国保課
電話 000-000-0000